

株 主 各 位

第10期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示情報

平成26年5月27日

セガサミーホールディングス株式会社



## 目 次

1. 事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制 等の整備についての決議の内容の概要」	．．．	3 頁
2. 連結計算書類の連結注記表	．．．	6 頁
3. 計算書類の個別注記表	．．．	16 頁

上記の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/event/meeting.html>)に掲載することにより、株主の皆様提供したとみなされる情報です。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決定し、その整備に努めております。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針及びその一部を成すコンプライアンス体制確立の基礎として、グループCSR憲章及びグループ行動規範を制定し、代表取締役が繰り返しその精神を役員に伝える。さらに、会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令定款遵守の体制の確立に努める。

また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとする。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、管理部門を管掌する取締役を、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する全社的な統括責任者として任命し、社内規程等に基づき、職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体にて記録し、取締役、監査役が適切かつ確実に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査担当部門及び内部統制担当部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査、モニタリングし、その結果を定期的に経営上の意思決定機関、執行及び監督に係る経営管理組織に報告する。当社グループに重大な影響を与えると予測される事態が発生した場合は、当社及びグループ会社の危機対策組織が連携して対策を協議し、迅速かつ適切な対応を執る。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適正な意思決定を当グループの事業に精通した社内役員により行うため監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を採る。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 内部統制担当部門に、当社及び当グループのコンプライアンス統括機能を持たせ、使用人が法令定款その他の社内規則及び社会通念などに対する適正な行動をとるためのグループ・コンプライアンス施策の推進を図ることとする。
  - ② 使用人が、法令定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に違反する行為などが行われていることを知り得た場合に公益通報として通報できる体制、並びに、その責任者が重要な案件について遅滞なく取締役会及び監査役会に報告する体制を確立する。また、その通報者の保護を図るとともに、透明性を維持した的確な対処の体制として、業務上の報告経路のほか社内コンプライアンス担当部門及び社外の弁護士を受付窓口とする通報窓口を整備する。
- (6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社にグループ役員連絡会、グループ監査役連絡会等を設置し、企業集団に内在する諸問題または重大なリスクを伴う統制事項を取り上げるとともに、グループ全体の利益の観点から当社内部監査担当部門による監査を行い、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会に直属する組織として監査役室を設け、監査役室に所属する使用人は監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助する使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専属の使用人とする。
  - ② 前項の使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役会の事前の同意を必要とする。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。
  - ② 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、財務報告に係る内部統制の評価結果を遅滞なく監査役会に報告する。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。
  - ② 取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
  - ③ 監査役会は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

## 連 結 注 記 表

### I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 67社

主な連結子会社の名称は、事業報告「1 企業集団の現況に関する事項 ⑦ 重要な親会社及び子会社の状況 (2) 子会社の状況」に記載のとおりであります。

なお、株式会社セガサミー釜山他2社は新規設立により、リバプール株式会社他1社は株式取得により、セガサミークリエイション株式会社は新設分割により、DARTSLIVE EUROPE Ltd.は重要性が増したことにより、当連結会計年度より連結子会社としております。

また、Sega Publishing America, Inc.他8社は会社清算により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

非連結子会社の数 15社

主な非連結子会社：

Sega (Shanghai) Software Co., Ltd.他

非連結子会社につきましては総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のそれぞれの合計額が連結会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等に比して、いずれも重要性が乏しいため連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数 1社

Sega Publishing Korea Ltd.は重要性が増したことにより、持分法の適用の範囲に含めております。

持分法を適用した関連会社の数 7社

主な持分法適用関連会社：

株式会社パラダイスセガサミー、インターライフホールディングス株式会社他

なお、アイビーフォー株式会社他1社は保有株式の売却により、持分法の適用の範囲から除外しております。

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 20社

主な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社：

株式会社キャラウェブ他

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社につきましては、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のそれぞれの合計額が連結会社の当期純損益及び利益剰余金等に比して、いずれも重要性が乏しいため持分法を適用しておりません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社の名称	決算日
Sega Amusements Taiwan Ltd.	12月末日
上海新世界世嘉游芸有限公司	12月末日
北京世嘉無線娛樂科技有限公司	12月末日
精文世嘉（上海）有限公司	12月末日
世嘉（青島）娛樂有限公司	12月末日

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの：

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの：

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ：

時価法を採用しております。

たな卸資産：

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

なお、仕掛品は個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）：

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～16年
アミューズメント施設機器	2～5年

無形固定資産（リース資産を除く）：

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

リース資産：

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

創立費：支出時に全額費用処理しております。

株式交付費：支出時に全額費用処理しております。

社債発行費：支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金：

期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の基準によっております。

一般債権

貸倒実績率法によっております。

貸倒懸念債権及び破産更生債権等

個別に債権の回収可能性を考慮した所要額を計上しております。

賞与引当金：

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金：

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

事業再編引当金：

事業再編に伴い将来発生すると見込まれる費用のうち、当連結会計年度の負担に属すると認められる額を計上しております。

役員退職慰労引当金：

国内の連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ポイント引当金：

ポイント制度に基づき顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

#### ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による按分額を費用処理または発生時に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から定額法により費用処理または翌連結会計年度で一括費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成24年5月17日 企業会計基準第26号。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成24年5月17日 企業会計基準適用指針第25号。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が6,053百万円計上されております。また、繰延税金資産が322百万円減少し、その他の包括利益累計額が2,504百万円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

#### ⑥ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。ただし、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については特例処理を採用しております。また、当社及び一部の連結子会社において振当処理が認められる通貨スワップ及び為替予約については振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象：借入金の金利、外貨建金銭債権債務

ヘッジ方針

為替及び金利等の相場変動に伴うリスクの軽減等を目的としてデリバティブ取引を行っております。なお、原則として実需に基づくものを対象に行っており投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

#### ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動等の累計とヘッジ手段の相場変動等の累計とを比率分析する方法により有効性の評価を行っております。ただし、通貨スワップについては、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、相場変動を相殺することができるため、また、金利スワップのうち特例処理を採用しているものについてはヘッジの有効性評価は省略しております。

#### ⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果の発現する期間を合理的に見積もれる場合にはその見積もり年数により、それ以外の場合には5年間の定額法により償却を行っております。

#### ⑧ 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は主に当連結会計年度の費用として処理しております。

#### ⑨ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### (5) 表示方法の変更

##### 連結損益計算書

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めておりました「固定資産除却損」（前連結会計年度232百万円）は、営業外費用総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。

#### (6) 追加情報

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、当連結会計年度末の繰延税金資産の純額が1,429百万円減少し、法人税等調整額が1,459百万円増加しております。

## II 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 167,870百万円  
(2) 担保に供している資産

担保提供資産		対応する債務	
建物及び構築物	212百万円	短期借入金	350百万円
土地	210		

- (3) 土地の再評価

連結子会社である株式会社セガは、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める固定資産評価額に合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

- (4) 当座貸越契約の未実行残高 40,925百万円  
貸出コミットメント契約の未実行残高 20,000百万円

## III 連結損益計算書に関する注記

- (1) 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。

売上原価 3,885百万円  
(2) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 40,070百万円

- (3) 特別損益の主な科目の内訳

- ① 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	521百万円
土地	2,299
その他有形固定資産	12
その他無形固定資産	751
合計	3,585

- ② 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	4百万円
その他有形固定資産	4
合計	9

- ③ 関係会社清算損は、主に英国及び米国子会社の清算に伴う為替換算調整勘定の取崩しにより発生した損失であります。

④ 減損損失の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失計上額
事業用資産	東京都渋谷区他 6 件	建物及び構築物	51
		その他有形固定資産	91
		その他無形固定資産	175
		土地	1
アミューズメント施設	東京都港区他 2 件	建物及び構築物	543
		アミューズメント施設機器	799
		その他有形固定資産	118
		その他無形固定資産	17
		合 計	1,799

当グループは、事業のセグメントを基礎とし、独立したキャッシュ・フローを個別に見積もることが可能な資産または資産グループについては個別にグルーピングしております。このうち、市場価格が著しく下落した、もしくは営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込みである資産または資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	266,229,476	—	—	266,229,476

##### (2) 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	24,169,675	21,851	1,563,801	22,627,725

##### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 21,851株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストックオプションの行使による減少 1,562,900株

単元未満株式の買増請求による減少 901株

##### (3) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月10日 取締役会	普通株式	4,841	20	平成25年3月31日	平成25年5月28日
平成25年11月1日 取締役会	普通株式	4,860	20	平成25年9月30日	平成25年12月2日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月9日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	4,872	20	平成26年3月31日	平成26年5月28日

##### (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,261,200株

## V 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当グループは、持株会社である当社において中長期の資金流動性の確保など、グループ全体のセーフティネット機能を目的にシンジケート方式によるコミットメントラインを契約しております。また、各事業の事業資金については、グループ内資金の有効活用を目的としたキャッシュ・マネジメント・システムを運用しつつ、資金計画に照らして必要な分を銀行借入及び社債の発行により調達しております。資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金の顧客の信用リスクは、グループ各社の債権管理規程等に沿ってリスクの低減を図っております。

満期保有目的の債券は、グループ各社の資金運用管理規程等に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

その他有価証券は主として株式であり、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、各社取締役会等に報告されております。また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債は、運転資金及び設備投資に必要な資金の確保及び調達手段の多様化を目的としたものであり、当グループでは、グループ各社が月次で資金繰の実績及び見込みを作成し、当社がグループ各社の資金繰の確認を行うことなどにより、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引につきましては、外貨建ての営業債権債務及び外貨建ての貸付金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、及び変動金利による借入金の一部について支払利息の変動リスクを抑制するための金利スワップ取引であり、グループ各社のデリバティブ取引管理規程等に基づき、社内決裁を受けたうえで、主に財務部門または経理部門がその実行・管理を行っております。そのうえで適宜、各社の取締役会に状況報告が行われております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、(注) 2 に記載のとおりであり、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	101,220	101,220	-
(2) 受取手形及び売掛金	48,108	48,092	△16
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	2,061	2,048	△13
② その他有価証券(*1)	144,820	144,820	-
③ 関連会社株式	832	707	△125
(4) 支払手形及び買掛金	37,292	37,292	-
(5) 短期借入金	12,918	12,918	-
(6) 長期借入金	35,198	35,115	82
(7) 1年内償還予定の社債	1,700	1,700	-
(8) 社債	37,800	37,922	△122
(9) デリバティブ取引(*2)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	△0	△0	-
②ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	-

(\*1) 組込デリバティブは、時価を合理的に区分して測定できないため、複合金融商品全体を時価評価し、投資有価証券に含めております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらのうち、短期間（1年以内）で決済されるものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、受取手形及び売掛金のうち、当連結会計年度末から決済日までの期間が1年を超えるものについては、債権ごとに債権額を決済日までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、その他有価証券に含まれる譲渡性預金は、短期間（1年以内）で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5)短期借入金、並びに(7)1年内償還予定の社債

これらのうち、短期間（1年以内）で決済されるものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、短期借入金のうち、金利スワップの特例処理が適用されるものについては、当該金利スワップと一体として時価を算定しております。

(6) 長期借入金及び(8)社債

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金のうち、金利スワップの特例処理が適用されるものについては、当該金利スワップと一体として時価を算定しております。

(9) デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。ただし、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債権債務と一体として処理されているため、その時価は当該債権債務の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	1,504
投資事業有限責任組合等出資	2,217
非連結子会社株式	2,265
関連会社株式	14,682
関連会社出資金	155

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

VI 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

VII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,409円27銭

1株当たり当期純利益

126円42銭

なお、「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、10円28銭増加しております。

VIII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 個 別 注 記 表

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

時価のあるもの：決算末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) デリバティブ：時価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産：定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～47年
航空機	8年
工具、器具及び備品	2～13年

#### (2) 無形固定資産：定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金：期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等については個別に債権の回収可能性を考慮した所要額を計上しております。
- (2) 賞与引当金：従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金：役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

### 4. ヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

通貨スワップ取引については、振当処理の要件を充たしているため振当処理を行い、金利スワップ取引については、特例処理の要件を充たしているため特例処理を採用しております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建借入金及び借入金利息

#### (3) ヘッジ方針

当社は、外貨建借入金の為替相場の変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。なお、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップ取引においては、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、相場変動を相殺するものと想定することができるため、また、金利スワップ取引においては、特例処理を採用しているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

II 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,651百万円

(2) 保証債務

被保証者	金額	内容
㈱セガ	1,028百万円 (US\$10百万)	未払金

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	19,098百万円
短期金銭債務	23,441百万円
長期金銭債権	19,381百万円

III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

経営指導料	5,440百万円
受取配当金(営業収益)	10,171百万円
販売費及び一般管理費	75百万円
営業取引以外の取引高	313百万円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	22,627,725株
------	-------------

## V 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	1,752百万円
賞与引当金損金不算入額	45
貸倒引当金損金不算入額	775
投資有価証券評価損損金不算入額	5,283
投資事業組合運用損否認額	213
その他有価証券評価差額金	67
その他	163
繰延税金資産小計	8,301
評価性引当額	△8,213
繰延税金負債との相殺	△1
繰延税金資産合計	86
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△8,837百万円
繰延税金負債小計	△8,837
繰延税金資産との相殺	1
繰延税金負債合計	△8,836
繰延税金負債の純額	△8,749

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8%
受取配当金等の益金不算入額	△22.2%
評価性引当額の増減額	△2.9%
その他	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.7%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から、復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(平成26年4月1日以降に開始する事業年度に解消されるもの)に使用する法定実効税率は、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、当事業年度末における繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が8百万円減少し、法人税等調整額は8百万円増加しております。

## VI 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 1	科目	期末残高
子会社	サミー株式会社	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	経営指導料(注) 2	3,644	売掛金	318
				連結納税	—	未収入金	12,584
				資金の返済	10,000	短期借入金	—
				資金の預り(注) 3	—	預り金	5,648
				利息の支払(注) 4	11	—	—
子会社	株式会社セガ	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	経営指導料(注) 2	1,795	売掛金	157
				資金の貸付	15,000	関係会社 短期貸付金	2,140
				連結納税	—	関係会社 長期貸付金	12,860
				利息の受取(注) 4	99	未払金	13,038
子会社	セガサミーリ ート有限責任事 業組合(注) 5	—	—	関係会社株式 の譲受(注) 6	4,917	—	—
関連 会社	株式会社バラダ イスセガサミー	所有 直接 45.0%	—	増資の引受 (注) 7	6,568	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税を含めておりません。
2. 経営指導料の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として決定しております。
3. グループ内資金の調達・運用の一元化と有効活用を目的とした、キャッシュ・マネジメント・システム取引であります。
4. 利息については市場金利を勘案し決定しております。
5. 平成25年7月30日付で清算結了となっております。
6. 関係会社株式の譲受については、株式会社バラダイスセガサミーの株式であり簿価純資産方式をもとに算出した価額での取引となっております。
7. 株主割当による増資の引受となっております。

## (2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称 または氏名	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 1	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社 エフエスシー (注) 2	被所有 直接 5.36%	保険業務 代行	保険料の支払 (注) 3	8	前払費用	4
			業務委託	業務委託料の支払 (注) 3	10	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税を含めておりません。  
 2. 当社代表取締役会長兼社長である里見治が有限会社エフエスシーの口数を53%直接保有しております。  
 3. 取引価格の算定は市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

## VII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,416円29銭
1株当たり当期純利益	62円44銭

## VIII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

